

中部医師会連合第13回常任委員会次第

日時 令和5年5月31日（水）午後1時30分

場所 名古屋マリオットアソシアホテル 17階「楓」

1. 開 会

2. 挨拶

3. 協議事項

(1) 第154回日本医師会定例代議員会への対応について

①日本医師会常任理事候補者の推薦について

【協議資料 1-1】

②代表質問について

【協議資料 1-2】

(2) 当面の医療問題について

(3) その他

4. 報告事項

(1) 日本医師会理事打合会及び第2回理事会（5月16日開催）について

【報告資料 1-1, 1-2】

(2) 日本医師会各種委員会概況報告について

【報告資料 2】

(3) 日本医師会選挙管理委員会報告について

【報告資料 3】

(4) その他

次回 7月5日（水）午後1時30分～
於：名古屋マリオットアソシアホテル 17階「楓」

中部医師会連合第13回常任委員会出席者名簿

日時 令和5年5月31日（水）午後1時30分

場所 名古屋マリオットアソシアホテル 17階「楓」

医師会名	役職名	氏名	備考
静岡県	会長	紀平 幸一	日本医師会理事
	事務局長	石田 貴	
石川県	会長	安田 健二	
	事務局長	北川 龍郎	
愛知県	会長	柵木 充明	日本医師会代議員会議長
	事務局長	古田 正典	
富山県	会長	馬瀬 大助	日本医師会監事
	事務局長	白又 康宏	
岐阜県	会長	伊在井 みどり	
	事務局長代行	井上 和憲	
福井県	会長	池端 幸彦	日本医師会理事
	事務局長	五十嵐 国行	
三重県	会長	二井 栄	
	事務局長	加藤 敦央	

推薦状

謹啓 初夏の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます
さて来る六月二十五日に行われます日本医師会常任理事の選任・
選定にあたり 中部医師会連合は

次期日本医師会常任理事候補者として

現石川県医師会理事 佐原博之君

を最適任者として推薦することを決定いたしました
つきましては 貴台の絶大なるご支援を賜りますよう心からお願い
申し上げます

謹白

令和五年六月吉日

中部医師会連合

三重県医師会会長	二井 栄
静岡県医師会会長	紀平 幸一
石川県医師会会長	安田 健二
愛知県医師会会長	柵木 充明
富山県医師会会長	馬瀬 大助
岐阜県医師会会長	伊在井 みどり
福井県医師会会長	池端 幸彦

都道府県医師会会長 殿

日本医師会代議員 殿

日本医師会予備代議員 殿

代表質問用紙

議席番号	氏名	都道府県
	上田 博	石川県
題名 ストレスチェック制度の評価		
<p>背景</p> <p>我が国で画期的といえるストレスチェック制度が2015年12月に創設されて7年が経過した。背景には1998年以降、自殺者が3万人を超える年が続き、その対策として自殺対策基本法の制定、自殺総合対策大綱の施行等がなされた。その効果もあってか2009年の32,845人から2019年には20,169人まで自殺者が減少した。自殺者の減少がみられる一方で、精神障害による労災認定件数が、2009年から2012年まで3年連続で過去最高を更新した。これを受けて、メンタルヘルス不調を未然に防止する目的でストレスチェックが開始された。50人以上の事業場は年に1回以上の施行が義務化され、現在まで施行する事業場は増加し、2021年には90%以上の事業所で施行されている。高ストレス者割合は当初10%位であったが、大半の事業場では現在5~20%と一定の割合で存在し、平均13%前後まで増加しているとされている。また3年以上にわたるコロナ禍による就労環境の変化がメンタルヘルスに影響を及ぼしていることが危惧される。</p> <p>産業医は制度の実施者として、あるいは高ストレス者の面接指導医としての役割を期待され、重要な役割を担っている。しかし面接指導を希望する人は、施行当初からストレスチェックを受けた人の0.5%前後であり、極めて少ないといわざるを得ない。その原因の一つとして医師による面接を受けることは、事業者を高ストレス者であることを明らかにすることとなるため、面接指導を希望しない労働者も多いと考えられる。また毎年のように高ストレス者として報告されている人も多く、メンタルヘルス対策のマンネリ化が危惧される。改善の余地はないだろうか。</p> <p>集団分析は80%前後に施行されているのに比して、それを活用した職場改善は40%台後半に留まっていることも高ストレス者が減少しない原因の一つであると考えられる。</p> <p>また、2020年から自殺者が増加傾向にあり、コロナ禍でのコミュニケーション機会の減少など複雑な多因子が原因とされている。我が国では中小規模の事業場も多いことから、その影響を受けやすいのではないかと考える。50人以下の事業場でのストレスチェック制度は努力義務であるため、単独事業場では30%前後と施行率は低い。面接指導も受けにくい環境にある。加うるに働き方改革がひずみを生んでいる可能性もあるのではないか。残業せずに生産性を上げて仕事を終わらせることが、労働者を精神的に追い詰めてはいないか。産業医・産業保健機能の強化が求められているが、期待に込めているだろうか。そして労働者の心身の健康について今一度考え直すことが重要と考える。</p>		
質問事項		
① ストレスチェック制度について日本医師会はどう評価しているか。		
② 最近の自殺者の増加傾向をどうとらえていけば良いのか。		

※ 背景と質問事項をあわせて1,400字以内（5分以内）を目安とする。

代表質問用紙

議席番号	氏名	都道府県
	福地康紀	静岡県
題名 指導大綱の第4「指導対象となる保険医療機関等及び保険医等の選定」の3「集団的個別指導の選定基準」、いわゆる高点数保険医療機関等について		
背景 健康保険法第七十三条を根拠とした指導には見直しが必要と思われる点多々ありますが、ここでは指導対象となる保険医療機関又は保険医の選定基準について質問させていただきます。 保険医療機関及び保険医は、健康保険法第七十三条を根拠に、療養の給付あるいは保険診療に関して厚生労働大臣の指導を受けなければならない、とされています。その指導に関する基本事項が定められている指導大綱によれば、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的とし、その指導方針は、保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼としています。そして、「第4指導対象となる保険医療機関等及び保険医等の選定」には、指導は原則としてすべての保険医療機関等及び保険医等を対象とするが、効果的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて次の基準に基づいて対象となる保険医療機関等又は保険医等の選定を行うとあり、その3に集団的個別指導の選定基準が設けられ、診療報酬明細書の1件当たりの平均点数が高い保険医療機関等、いわゆる高点数保険医療機関等を対象としています。この基準では、訪問診療や手術あるいは内視鏡検査等、点数単価の高い診療行為が多い医療機関が対象に挙がってくることとなります。また、令和2年度以降に感染拡大した新型コロナウイルス感染症の患者を多く受け入れた医療機関も対象に挙がってくることとなります。 これまででも当代議員会の代表質問で、高点数を理由とした指導の見直しに関する質問がありましたが、見直しではなく運用による対応を厚労省と協議していくという回答でありました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響については日本医師会と厚労省との間で協議されたものの、集団的個別指導の対象においては考慮されませんでした。 また、東海北陸厚生局に、保険診療の質的向上及び適正化の観点から、高点数医療機関を指導対象の基準とする妥当性について説明を求めても、説得力ある回答はありません。保険診療の質的向上及び適正化を目的として、保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させるのであれば、不正請求疑いは当然のことながら、例えば創傷処理をすべて「筋肉、臓器に達するもの」で算定する等、不適切請求疑いの目立つ医療機関を的確に抽出する基準を設けるべきであると考えますが、この視点において、高点数医療機関を抽出の基準とすることは適当ではないと考えます。		
質問事項 1 保険診療の質的向上及び適正化を目的として、保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることは、厚生労働省だけでなく医師会も担う責務と考えますが、日本医師会の見解をお伺いしたい。また、その対象としては、効果的かつ効率的な指導を行う観点から、不正請求疑いのみならず不適切請求疑いの目立つ医療機関が望ましいと考えますが、日本医師会の見解をお伺いしたい。 2 上記の医療機関を的確に把握する手段として、いわゆる高点数保険医療機関等を抽出する現行の集団的個別指導の選定基準が適当であるか否か、理由も含めて日本医師会の見解をお伺いしたい。 3 いわゆる高点数保険医療機関等を抽出する現行の選定基準を見直す場合、請求の根拠となる診療行為の妥当性を含めた観点からの検討も必要となると考えられることから、厚生労働省と日本医師会の協働のもと時間をかけて作業していくことが望ましいと考えますが、日本医師会の見解をお伺いしたい。		

※ 背景と質問事項をあわせて1,400字以内（5分以内）を目安とする。

理事打合会

令和5年5月16日

《資料》

1. 医療事故調査制度の問題点について
金井理事【資料1】
2. 財務省「財政制度等審議会財政制度等分科会」（令和5年5月11日開催）資料について
松本会長【資料2】
3. 電子処方箋のHPKI 2nd電子証明書の本人確認方法の追加について
長島常任理事【モニタ資料】
4. その他

第2回理事会速報

令和5年5月16日開催

《出張報告》

- ①第96回日本産業衛生学会（5月10-12日：栃木県：松本会長、神村常任理事）
- ②宮崎県医師会令和5年度各郡市医師会（連盟）役員連絡協議会（5月13日：宮崎県：松本会長）
- ③第66回日本糖尿病学会年次学術集会シンポジウム（5月13日：鹿児島県：江澤常任理事）
- ④第173回日本産婦人科医会記者懇談会（5月10日：東京都：渡辺常任理事）
- ⑤日本CBRNE学会設立総会（5月14日：東京都：細川常任理事）

《報告事項》

1. 日本医師会常任理事の選任・選定に関する公示の件

（報告・釜菴常任理事）

5月10日に選挙管理委員会が開催され、6月25日開催の第154回定例代議員会で行われる本会の常任理事の選任・選定に関する公示を5月20日より、日本医師会ホームページ上にて行うことが決まったので報告する。

2. 小児在宅ケア検討委員会中間答申の件

（報告・江澤常任理事）

標記委員会の中間答申が5月10日、中尾正俊委員長（大阪府医師会副会長）から松本会長に提出されたので、報告する。

本中間答申は、会長諮問「医療的ケア児の自立を支援する地域共生社会の実現」について検討を行う中で、令和6年度診療報酬改定に向けて、小児の在宅医療提供体制の整備のために必要な改定要望を取りまとめたものである。具体的な要望は短期入所に関する事項、学校・保育所に関する事項、在宅移行に伴う同行訪問に関する事項など、5項目からなっている。

答申提出に当たって、中尾委員長からは、松本会長に対して、昨今の医療材料の価格上昇の影響により、医療材料を多く使用する医療的ケア児の診療を断る医療機関が出てくることの懸念が示されたことが伝えられ、松本会長からは引き続きしっかり対応していくとの考えが示された。

3. 令和5年度第1回死因究明等推進本部の件 （報告・松本会長）

標記の会議が持ち回り（会期は5月8～11日）で開催された。

議事は「推進本部の議事運営」についてであり、現在の死因究明等推進基本法に基づき、令和3年6月に閣議決定された「死因究明等推進計画」を見直すに当たって、実質的な検討をする会議として、推進本部の下に「死因究明等推進計画検証等推進会議」を置き、その検討結果を推進本部が承認するという建て付け案が示され、提案どおり承認された。

今後は、5月19日から「推進会議」の検討が始まり、5回程度の会議などを経て、新たな推進計画案が作成され、1年後に再び「推進本部」で改めて議論を行う予定となっている。

なお、日本医師会からは細川常任理事が「推進会議」に参画することになっている。

4. 中医協の件

（報告・茂松副会長、長島・江澤両常任理事）

標記の診療報酬基本問題小委員会と総会が、5月10日、都内で約2年半ぶりに対面形式で開催された。

診療報酬基本問題小委員会の議事は「入院・外来医療等の調査・評価分科会からの報告」についてで、令和5年度に実施する8項目の調査の内容、スケジュールなどが検討・報告され、了承された（その後の総会においても了承）。

その他、DPC/PDPSの直近の調査状況が報告された。議論の中では、機能評価係数IIについて、コロナ禍では臨時的な対応が取られているが、コロナ患者を受け入れた病院の係数が下がってしまうことに懸念の声があることについて、長島常任理事は「DPC制度はルールに沿って運用することが極めて重要だが、そのルールが現状を踏まえた適切なものであることが求められる」として、厚生労働省事務局の認識を確認。厚生労働省事務局からは、「DPC対象病院でコロナ患者を受け入れることによって、通常とは機能が異なる状態になることが想定されるが、そうした場合でも、通常に近い時の実績を用いて機能評価係数を計算するという、個々の医療機関に配慮したものになっている」との答弁がなされた。

5. 第98回社会保障審議会医療部会の件

(報告・角田副会長、釜菴常任理事)

標記の部会が5月12日、都内で開催された。

議事は、(1)遠隔医療の更なる活用、(2)第8次医療計画(報告)、(3)全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の成立(報告)―についてであった。

(1)では、厚生労働省事務局より「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針(案)」が示され、議論の結果、方針(案)を概ね了承することになった。今後更に修正を踏まえ発出される。

方針では、「国」と「都道府県及び市町村」の取り組みの方向性について記されている他、医師と患者間のオンライン診療を含む医師以外の医療従事者間での遠隔医療について整理されている。

期待される役割としては、①医療資源の少ない地域における医療の確保への貢献②効率的・効果的な医療提供体制の整備③医療従事者の働き方改革等への寄与―が挙げられている。

議論の中で角田副会長は、必要な際は医師がオンライン診療から対面診療に移行する判断を行うことを周知するよう求めた。

(2)では、5疾病6事業及び在宅医療など、第8次医療計画のポイントについて、また、(3)では、法律の内容や施行日について、それぞれ説明を受けた。

6. 第18回厚生科学審議会感染症部会新型インフルエンザ対策に関する小委員会、第7回ワクチン作業班会議(合同開催)の件

(報告・釜菴常任理事)

標記の合同会議が5月15日、厚生労働省で開催された。

議事は、(1)プレパンデミックワクチンの今後の備蓄の種類、(2)その他―についてであった。

(1)では、平成30年6月の感染症部会において、鳥インフルエンザの発生状況等からH7N9株を備蓄することとされているが、現在、哺乳類の感染例や人への曝露機会の増加を受けて、H7N9株と同等系統であるClade2.3.4.4bに対するワクチンを今年度は製造し、備蓄する方針が示され、了承された。

7. 第24回医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議の件

(報告・宮川常任理事)

標記の検討会議が5月12日、都内で開催された。

議事は、(1)パブリックコメントを踏まえた緊急

避妊薬のスイッチOTC化の課題点とその対応策、(2)その他―についてであった。

(1)では、緊急避妊薬のレボノルゲストレルのスイッチOTC化に関して46,312件の意見が提出され、賛成が45,314件、反対が412件、賛否不明が586件であったことが報告された後、パブリックコメントを踏まえた課題点の整理とその対応策を取りまとめるための議論が行われた。

議論の中では、新たな検討事項として示された「試験的運用」に関して、「試験的運用を行うにしても、効果のある72時間以内に確実な対応を取れること、避妊できているかの検証を医療機関も含めて行うことができるか、そして何よりも確実に国民に薬が届くことが重要になる」と指摘した。

また、72時間でアクセスできない場所や薬剤師にアクセスが届かない場所はないことを認識してもらうことも必要だと述べるとともに、地域の中で、必要とする人が利用でき、薬剤師に正しく届くような拠点を作ることを提案した。

「年齢制限等」については、どの年齢でも起こる問題であるが、特に若い程重要になると指摘した上で、避妊につなげるために、体の状態を見るだけでなく、妊娠した場合には母体の保護や支援も必要になると強調した。

更に、「アクセス・体制」については、72時間という時間の問題の他、100%避妊できるとは限らないため、経過観察や中絶等の次のフェーズの検討も必要になると主張した。

なお、当日は議論に先立って、既に承認された経口中絶薬の「メフィーゴパック」と議論中の「緊急避妊薬」に関して、国民や一部報道機関が同一薬と誤解している状況が見られることから、その目的や流通及び使用方法などは異なっていることを改めて説明するよう厚生労働省事務局に求めた。

8. 経済産業省 第5回医療機器・ヘルスケア開発協議会の件

(報告・宮川常任理事)

標記の協議会が5月15日、都内で開催された。

議事は、(1)医療機器に関する支援策の全体像、(2)医療機器基本計画の概要と現状、(3)①関連報告事項②令和6年度に向けた各省の取組③当面優先して議論する課題のとりまとめ(案)―についてであった。

(1)では、医療機器に関する主な支援策として、医療機器開発の各段階(基礎研究、応用研究など)において、研究開発、実用化・事業化、スタート

アップ、人材育成、国際展開に整理した一覧が内閣府事務局より示され、説明がなされた。

(2)では、医療機器基本計画の概要と現状について厚生労働省事務局より説明があり、第二期基本計画では重点5分野において研究開発を推進することとされた。意見交換においては、プログラム医療機器は医療保険制度の外で運用していくべきであると強く主張した。

9. 第121回先進医療会議の件

(報告・渡辺常任理事)

標記の会議が5月11日、WEB会議で開催された。議事は、(1)先進医療Bの総括報告書に関する評価、(2)先進医療Bの試験終了に伴う取り下げ、(3)その他一についてであった。

(1)では、「骨髄由来間葉系細胞による顎骨再生療法」について、先進医療Bとすることについて議論を行った結果、実施症例4例は、感染等の副作用が認められた一方、有効性が従来の治療より劣ると判定されたことを踏まえて、試験は終了とすることとなった。

(2)では、先進医療Bの試験終了に伴う3件の取り下げが了承された。

10. 環境省 中央環境審議会大気・騒音振動部会(第20回)の件

(報告・細川常任理事)

標記の部会が5月12日、WEB会議で開催された。議事は、(1)今後の水・大気環境行政の在り方、(2)その他一についてであった。

(1)では、部会としての取りまとめに向けた素案が示された。医療関係については第3章「水・大気環境行政の課題と施策の在り方」の中の「有害大気汚染物質・石綿・水銀」の項目において、石綿含有建材が使用されている可能性のある建物の解体工事が2028年にピークを迎える見通しやその飛散防止施策などを記載する予定である。

11. 外部審議会委員等委嘱の件

(報告・釜菴常任理事)

標記の件について、下記のとおり了承したので、報告する。

- ・厚生労働省「糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引きの改訂等事業 糖尿病性腎症重症化予防プログラム改訂委員会」構成員：茂松副会長
- ・「令和5年度厚生労働行政推進調査事業費補助

金(新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業)『2023年度新型コロナウイルス感染症診療の手引き別冊』編集委員：釜菴常任理事

- ・東北医科薬科大学「東北医科薬科大学医学部 教育運営協議会」委員：釜菴常任理事
- ・公益財団法人日本学校保健会 副会長：渡辺常任理事・中目千之[山形県医師会 会長]、理事：白根雅子[日本眼科医会 会長]・野上兼一郎[日本臨床耳鼻咽喉科医会 副会長]、監事：森本紀彦[島根県医師会 会長]
- ・「令和5年度文部科学省委託『学校における医療的ケア実施体制充実事業 安心・安全な医療的ケアの実施に向けた取組の推進に関する調査分析事業』検討委員会」委員：渡辺常任理事
- ・「厚生労働省委託『令和5年度在宅医療・介護連携推進支援事業に係る検討委員会』」委員：今村常任理事

《協議事項》

31. 令和4年度日本医師会事業報告の件

(提案・釜菴常任理事)

標記の事業報告を作成したので、協議願いたい。本事業報告については、5月9日開催の第4回常任理事会において了承された後、本日開かれた監事会において、承認されている。

了承頂ければ、6月25日開催の第154回定例代議員会で報告を行いたい。

—提案どおり決定。

32. 令和4年度日本医師会決算の件

(提案・釜菴常任理事)

本決算については、会計監査人による監査が、4月20～26日の5日間にわたり行われ、承認を得た後、4月27日開催の財務委員会で審査頂き、5月9日開催の第4回常任理事会において了承を得、本日開催の監事会において承認されている。

了承頂ければ、6月25日開催の第154回定例代議員会に上程する。

—提案どおり決定。

33. 令和6年度日本医師会会費賦課徴収の件

(提案・釜菴常任理事)

標記の件について、会費賦課額、徴収方法等を、資料に示したとおりに実施したいので、協議願いたい。

令和5年度との変更点は、組織強化をより一層推進するため、A②B会員の日本医師会医師賠償責任保険料を引き下げることに伴い、31歳以上のA②B会員の会費も引き下げを行うことである。

会費引き下げによる財務への影響においては、会費収入と支払い保険料が共に減少するため、収支への影響はなく、医師賠償責任保険の別途保険として100万円保険を附帯しても、民間保険料の水準を下回ることから、勤務医の方の日本医師会加入のメリットが増えることとなる。

了承頂ければ、6月25日開催の第154回定例代議員会に上程し、令和6年4月1日より実施したいと考えている。

—提案どおり決定。

34. 令和5年6月役員等賞与支給の件

(提案・釜菴常任理事)

標記の賞与について、日本医師会役員等の報酬及び退職慰労金に関する規程第6条に基づき支給したいので、協議願いたい。

—提案どおり決定。

35. 第32回日本医学会総会開催助成費の件

(提案・釜菴常任理事)

令和9年(2027年)4月23日(金)～25日(日)に大阪を中心とした関西で開催予定の標記の総会について、開催助成費として、資料のとおり支出したいので、協議願いたい。

—提案どおり決定。

36. 日本医師会新型コロナウイルス感染症対応 医師会事務職員支援事業の件

(提案・釜菴常任理事)

これまで、新型コロナウイルス感染症への対応に際し、業務に従事してきた全国の都道府県医師会・郡市区医師会・地区医師会の職員に対して、手当給付を行うに当たっての補助を行いたいため、協議願いたい。

なお、その原資については、団体・企業、個人からの「新型コロナウイルス感染症の対応にあたる医療従事者・医療現場への支援に向けた寄附金」を使用し、手当の給付に当たっては、新型コロナ関連の目的で利用することとし、その方法は各医師会の判断とすることとしたい。

—提案どおり決定。

37. 医療機関勤務環境評価センター 医療機関 の評価に関する審議の件

(提案・城守常任理事)

第5回評価委員会が5月9日、WEB会議で開催され、3件の申請について、サーベイヤーの評価結果を基に審議を行い、これを妥当とする意見となったので、協議願いたい。

—提案どおり決定。

38. 日本医師会年金 令和4年度当期不足金処 分の件

(提案・神村常任理事)

標記に関わる令和4年度決算未処分不足金を、日本医師会年金規程に基づき、基本年金の当期不足金は繰越不足金に充当するとともに、その不足金は繰越剰余金で充当したいので、協議願いたい。

なお、本件については、5月12日に開催した年金委員会です承済みである。

—提案どおり決定。

39. 日本医師会年金 令和4年度保険計理人意 見書の件

(提案・神村常任理事)

日本医師会年金を特定保険業として運営していくに当たり選任した保険計理人が、資料に示した意見書案を作成した。本案を厚生労働大臣に提出してよいか、協議願いたい。

なお、本件については、5月12日に開催した年金委員会です承済みである。

—提案どおり決定。

40. 日本医師会年金 令和4年度業務報告書の件 (提案・神村常任理事)

5月16日開催の令和5年度第2回理事会において承認された「令和4年度日本医師会決算」を基に、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの標記年金の業務及び決算の状況を取りまとめた。本報告書を厚生労働大臣に提出してよいか、協議願いたい。

—提案どおり決定。

担当：日本医師会 広報課

選挙管理委員会 次第

日時：令和5年5月10日（水）

午後1時00分～3時00分

場所：日本医師会5階 507・508会議室

1. 開 会

2. 役員挨拶

3. 資料確認

4. 議 事

(1) 日本医師会常任理事の選任・選定の主な流れ

(2) 日本医師会常任理事の選任・選定に関する公示の確認

(3) 日本医師会ホームページを用いた候補者公報に関する事項の確認

(4) 投開票立会人・開票管理人の確認

(5) 投票に関する事項の確認

(6) 再投票を行う場合の対応について

(7) 今後のスケジュールについて

(8) その他

5. 閉 会

選挙管理委員会委員名簿

(任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日)

推薦ブロック	氏名	所属医師会
北海道	やましな けんじ 山科 賢児	北海道
東北	せき もとゆき 関 元行	福島県
東京	きむら ひろたか 木村 暢孝	東京都
関東甲信越	ふるいたみいちろう ○古井 民一郎	神奈川県
	きよみや かずゆき 清宮 和之	群馬県
中部	いけだ たくお 池田 拓生	福井県
	こにし ひろし 小西 博	三重県
近畿	いいた あきお 飯田 明男	京都府
	しま きんや 島 欽也	和歌山県
中国四国	あさの ひろお 浅野 博雄	島根県
	たなか まこと 田中 誠	高知県
九州	よしが おさむ 吉賀 攝	大分県
	かきぞえ けいじ ◎柿添 圭嗣	長崎県

予備選挙管理委員名簿

(任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日)

推薦ブロック	氏名	所属医師会
北海道	すがた ただお 菅田 忠夫	北海道
東北	しまだ かおる 島田 薫	秋田県
東京	はぎわら てるひさ 萩原 照久	東京都
関東甲信越	たけやす のぶあき 武安 宣明	神奈川県
	わたなべ ひでおみ 渡邊 秀臣	群馬県
中部	こしの ゆうすけ 越野 雄祐	福井県
	ふちた のりつぐ 淵田 則次	三重県
近畿	まえかわ たかし 前川 たかし	大阪府
	ふくだ せいご 福田 正悟	滋賀県
中国四国	こだま かずお 児玉 和夫	島根県
	いよき ますき 伊与木 増喜	高知県
九州	いのうえ まさき 井上 雅公	大分県
	ふじた なるひろ 藤田 成裕	長崎県

常任理事（4名）の選任・選定の主な流れ

1 立候補

- ・候補者は、会員 10 名以上 15 名以内の推薦を得て、公示日より選挙期日 3 週間前までに、文書で、選挙管理委員会に届け出る。

2 選 任

- ・選任されるためには、以下の要件を全て満たすことが必要。
 - ① 代議員の過半数が出席した代議員会において、出席代議員の過半数の賛成（得票）を得ること。
 - ② 得票順位が定数内であること。
- ・上記条件のうち、②を満たすが①を満たさない候補者がでた場合には、当該候補者と次点の候補者とで再決議を行う。
 - ※ 次点が複数の場合、いずれも候補者と扱う。
- ・なお、候補者の数が定数内のときは、投票によらない方法で、各候補者への選任決議を行う。

3 選 定

- ・選任された者をもって、常任理事の候補者として扱う。
- ・上記候補者を常任理事に選定するため、投票によらない方法で決議を行う。

公益社団法人日本医師会

日本医師会常任理事の選任・選定に関する公示（案）

（令和5年5月20日）

公益社団法人日本医師会 選挙管理委員会

日本医師会定款第19条及び第20条第2項の規定に基づき、来る6月25日（日曜）午前9時30分から東京都文京区本駒込2丁目28番16号日本医師会館において、第154回日本医師会定例代議員会を開催いたしますが、その際、定款第33条及び第34条の規定により、本会常任理事の選任・選定を行います（任期は、令和5年6月25日から令和5年度に関する定例代議員会終結の時までとなります）。

つきましては、日本医師会会員の中で本会常任理事に立候補しようとする者は、定款施行細則第18条、第20条及び第22条の規定に基づき、別紙様式により選任期日の3週間前までに、即ち公示日から6月4日（日曜）午後5時までの間に、本委員会宛に届け出るようお願い申し上げます。

記

1. 立候補しようとする者は、立候補者の氏名、立候補しようとする役職、医籍登録番号、立候補者の住所、所属都道府県医師会名及び推薦人（10名以上15名以内）を記載した立候補届出書（様式1）並びに候補者経歴表（様式2）を提出して下さい。
2. 定款施行細則第24条の規定に基づき、候補者は、氏名、経歴、所信、写真を本会ホームページに掲載するよう申し出ることができます。掲載を希望する候補者は、指定用紙（A4判一枚）をもって、定款施行細則第18条の規定にある期間内に本委員会宛に申請して下さい。申請された掲載文及び写真は、そのままPDFファイル化し、本会ホームページに掲載いたします。なお、定款施行細則第25条の規定により、掲載文のなかで他人の名誉を傷つけ、善良な風俗を害し、その他品位を損なう文言を記載することは厳に禁じられています。また、本申し出がない場合でも、候補者の氏名及び所属都道府県医師会名を本会ホームページに掲載する場合がございますので、ご了承下さい。

なお、今回選任・選定する常任理事の定数は4名です。

(参 考)

公益社団法人日本医師会定款（抜粋）

第6章 役員等

（役員等の選任）

第33条 理事及び監事は、本定款の定めるところにより、本会会員の中から、代議員会の決議によって選任する。

2 前項の規定に基づく理事の選任は、役職（会長、副会長、常任理事及び理事）毎に分けて行う。

3 前項の選任は、得票数の多い順に、定款で定められた当該役職毎の員数に達するまでの得票を得たことを条件とする代議員会の決議をもって行う。

4 前2項の規定に基づく理事の選任において、当選人の数が代議員会の決議要件を欠くために当該役職の員数に達しないときは、当選人を除く候補者のうち、得票数の多い順に、員数に不足する数に1名を加えた数の候補者をもって、再度、前2項の規定に基づく理事の選任を行う。なお、再度の候補者を定めるにあたり、得票数が最も少ない候補者の得票数が同じであるときは、いずれも候補者とする。

5 第1項の規定に基づく監事の選任は、前2項の規定に準じて行う。

6 会計監査人は、代議員会の決議によって選任する。

（会長、副会長及び常任理事の選定等）

第34条 会長、副会長及び常任理事は、本定款の定めるところにより、代議員会の決議によって選定及び解職する。

2 前項の規定に基づく会長、副会長及び常任理事の選定においては、前条の規定に基づき選任された理事をもってそれぞれの候補者とする。

日本医師会定款施行細則（抜粋）

第3章 役員を選任

（役員選任の細則）

第15条 定款第33条第1項及び第35条の規定に基づく役員を選任は、本章の定めるところによる。

（選任に関する必要事項の通知）

第16条 選挙管理委員会は、役員を選任にあたっては、あらかじめ、選任に関する

必要な事項について、その要旨を都道府県医師会長に通知しなければならない。

(選任期日の公示)

第17条 選挙管理委員会は、役員の選任の期日を、その30日前までに、公示（本会のホームページへ掲載）しなければならない。

(立候補届出)

第18条 役員の候補者となろうとする者は、会員10名以上15名以内の推薦を受けて、その選任の期日の3週間前までに、文書で、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出は、午前10時から午後5時までの間にしなければならない。

(経歴表の添付)

第20条 第18条の規定による立候補届出には、経歴表を添付しなければならない。

(立候補届出書等の様式)

第22条 立候補届出書、経歴表及び候補辞届出書の様式は、別紙で定める。

(ホームページへの掲載)

第24条 候補者は、選挙管理委員会に対し、役員の選任において、候補者の氏名、経歴、所信、写真を、本会ホームページに掲載するよう申し出ることができる。

2 前項の場合、候補者は、選挙管理委員会が指定した用紙を用いた掲載文及び写真を添えて、選挙管理委員会の指定する期日までに、文書で選挙管理委員会に申請しなければならない。

3 選挙管理委員会は、前項の申請があったときは、掲載文及び写真を、本会ホームページに掲載する。

4 第1項の申し出がない場合であっても、選挙管理委員会は、候補者の氏名及び所属都道府県医師会名を、本会ホームページに掲載することができる。

5 掲載の順序は、候補者一覧表の記載の順序による。

(品位保持)

第25条 候補者は、前条第2項の掲載文には、他人の名誉を傷つけ、善良な風俗を害し、その他品位を損なう文言を記載してはならない。

(役員任期の起算)

第38条 役員任期の起算は、その選任が行われた時からとする。

投開票立会人・開票管理人の主な職務

	投開票立会人（3名）の職務	開票管理人（3名）の職務
定款施行細則上の規定	選挙管理委員会委員長は、選挙管理委員の中から、 <u>投開票立会人3名を指名し、投票及び開票に立ち会わせなければならない</u> （第27条）	選挙管理委員会委員長は、選挙管理委員の中から、 <u>開票に関する事務を担当させなければならない</u> （第28条）
（選挙の主な流れ）		
1. 議場閉鎖	閉鎖後、登壇	
2. 投票箱の点検	投票箱を点検し、空であることを議場に見せる	
3. 投票	壇上で投票に立ち会う	投票終了の確認後、登壇
4. 開票		
① 投票箱の開封 ・投票の調査	開票管理人の行動に立ち会う	投開票立会人の立会の上、投票箱を開き、投票を調査
② 投票の受理	開票管理人に、投票を受理するかについての意見を述べる	投開票立会人の意見を聞き、その投票を受理するかを決定
③ 投票の点検 ・結果報告	開票管理人とともに投票を点検	投開票立会人とともに投票を点検し、点検が終わったときは直ちにその結果を選挙管理委員会委員長に報告する
	なお、投票の効力に疑義がある場合には、開票管理人に意見を述べる	なお、投票の効力に疑義がある場合には、投開票立会人の意見を聞き、決定する

第154回日本医師会定例代議員会

投開票立会人並びに開票管理人

○投開票立会人

木村 暢孝	(きむら ひろたか)	[東京都]
清宮 和之	(きよみや かずゆき)	[群馬県]
飯田 明男	(いいだ あきお)	[京都府]

○開票管理人

関 元行	(せき もとゆき)	[福島県]
池田 拓生	(いけだ たくお)	[福井県]
浅野 博雄	(あさの ひろお)	[島根県]

(参 考)

・投開票立会人

投票及び開票に立ち合う。

・開票管理人

開票に関する事務を担当する。

(投票箱を開く、選挙結果の選挙管理委員会委員長への報告等)

記号式投票に関する事項

< 定款施行細則 >

(投票の方法)

第31条 投票の方法は、選任すべき役職の員数に応じ、単記投票又は連記投票によるものとし、候補者氏名の上の枠内に○の記号を記載して行う。

2 投票は、無記名投票とする。

(無効投票)

第32条 次の投票は、無効とする。

(1) 正規の用紙を用いないもの

(2) 候補者の何びとに投票したかを確認し難いもの（ただし、候補者の何びとに投票したのかを確認できる記載と確認し難い記載が混在する場合には、何びとに投票したかを確認できる記載のみを有効投票として扱う。）

(3) 定められた数を超えて候補者に投票したもの

(投票の効力)

第33条 投票の効力は、投開票立会人の意見を聞き、開票管理人が決定する。

定款施行細則第31条、第32条について、以下のとおりの解釈基準を設ける。

1. 候補者氏名の上の枠内以外に○の記号を記載したものは、当該投票のみ無効。
2. ○以外の記号を記載したものは、当該投票のみ無効。なお、○の記号と認められるか判然としない場合には、定款施行細則第33条の規定に基づき決定。
3. 連記投票の場合において、定められた数の○の記号の他に○以外の記号があわせて記載されている場合、定められた数の○の記号はすべて有効。

(平成25年8月8日 選挙管理委員会決定 【1、2】)

(平成30年6月23日 選挙管理委員会決定 【3】)

< 常任理事 > 開票作業手順

1. 投票終了の確認後、開票管理人が、投開票立会人の立会のもと、投票箱を開ける。
2. 事務局員とともに作業台に投票用紙を投票箱から出す。
3. 投票用紙が投票箱内に残っていないことを確認する（議場内全員に見えるように配慮する）。
4. 投票用紙の折れグセを延ばし、表裏・天地を合わせる。
5. その際、白票及び少しでも疑義のあるものについては別山をつくり分ける（枠外に○印、○以外の記載、定数を越えた○印の記入など）。
6. すべての投票用紙に機械で連番印字を行う。
7. 投票用紙の OMR 読み取り処理（機械で記載の有無を認識）を行う。
8. PC 画面で投票用紙の○印の数と OMR 読み取り数とをチェックする（投票用紙の○印の数と OMR 読み取り数とが違っていた場合は、確認のうえ修正を行う）。なお、疑義のあるものについては、開票管理人の判定を得る。
9. 投票結果確定。
10. 選任結果表の印字。
11. 開票管理人は選任結果表を検閲のうえ、署名する。
12. 開票管理人は、この結果を選挙管理委員会委員長に報告する。

* 注意事項

開票作業中は、ポケットに手を入れないようにする。

* 再投票において、候補者が2名の場合には、

別紙「<代議員会正副議長、理事（会長候補）>開票作業手順」に則る。

選挙管理委員会 運営スケジュール（予定）

1. 公示前の選挙管理委員会

日 時：令和5年5月10日（水）午後1時開会
場 所：日医会館 507・508 会議室（WEB 会議）
出席者：選挙管理委員会全委員
内 容：選任に関する必要な事項を協議・決定
投開票立会人及び開票管理人の選出 等

2. 立候補届出締切日

日 時：令和5年6月4日（日）午後5時集合
場 所：日医会館 4階役員会議室
出席者：選挙管理委員会正副委員長
内 容：選挙管理委員会委員長による候補者一覧表の候補者氏名
記載の順序を決めるくじ引きの実施
日医ホームページ用候補者公報用紙の内容確認

3. 代議員会当日（選挙となった場合のみご参集いただくこととなります。）

日 時：令和5年6月25日（日）午前9時集合
場 所：日医会館 1階大講堂控室
出席者：選挙管理委員会全委員
内 容：大講堂における選任準備確認
代議員会開会后、選挙管理委員会委員長は壇上へあがり、当選人の決定を議場に報告
他の委員は議場内で監督
投開票立会人・開票管理人は投票前後にそれぞれ登壇し職務に従事
必要に応じて、大講堂控室にて委員会を適宜開催
代議員会終了後、選挙管理委員会委員長は、当選人に当選証書を交付